ガス小売選択約款

<都市ガス 栃木県佐野市エリア>

空調夏期契約

令和7年9月1日 実施

佐野瓦斯株式会社

目 次

_	の選	⊌択約款の適用 ·················1
	1.	目 的
	2.	この選択約款の変更
	3.	用語の定義
	4.	適用条件
	5.	契約の締結 ····································
	6.	使用量の算定
	7.	料 金
	8.	単位料金の調整
	9.	名義の変更
	1 0). 契約の変更又は解約
	1 1	その他
付	則	ij
(別	表)
	1.	料金及び消費税等相当額の算定方法
	2.	料金表 1 (空調夏期契約第 2 種)

この選択約款の適用

1. 目 的

このガス小売選択約款(以下「この選択約款」といいます。)は、夏期の空調分野におけるガス利用の拡大により、負荷調整を推進しつつ当社(導管部門)の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金 その他の供給条件は、変更後のガス小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとお り、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を変更又は解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の 書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、 (4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名 称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用(冷房を目的とするもの) 熱源機をいいます。
- (2) 「契約使用可能量」とは、空調機器の冷房時全定格入力(キロワット)をガス小売供給約款に定める標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切捨て)。但し、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (3) 「その他期」とは、4月から11月分(3月検針日の翌日から11月検針日まで)までの

8か月間をいい、「冬期」とは、12月から3月分(11月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。

- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた 値をいいます。
- (6)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金、又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 空調機器を使用すること。
- (2) 空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーター(以下「空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置すること。
- (3) 当社が(1)(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約第2種を当社と契約していただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、契約使用可能量を定めたうえで、当社が申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにこの選択約款に基づき契約が成立した場合は、原則として契約成立日以降、最初のガス小売供給約款に定める定例検針日(以下「定例検針日」といいます。)の翌日を契約開始日とし、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約期間満了に先立ってこの選択約款に基づく契約の解約、又は変更の申し込みがない場合は、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合

であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申 し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時 不使用による解約の場合はこの限りではありません。((5)において同じ。)

- (5) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。) の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、こ の選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日における空調機器専用ガスメーター の読みにより使用量を算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を 行った日の空調機器専用ガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、その他期の場合は、別表2の料金表1を適用し、冬期の場合は、ガス小売供給約款に定める料金の料金表を適用し、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して25日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(1)により算定されたもの(この場合の料金を以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を、料金としてお支払いいただきます。料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行なわれる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が、ガス小売供給約款に規定する休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (3) 支払期限日は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して50日目 といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、ガス小売供給約款 に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の基準単位料金に対応する調

整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金+0.075円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

② 平均原料価格は基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金-0.075円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ① 基準平均原料価格 (トン当たり)

34,080円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表1 (3) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当りLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。

(算 式)

平均原料価格=トン当たりLNG平均価格×0.9689

+ トン当り L P G (プロパンのみ) 平均価格× 0. 0 3 1 7 + トン当り L P G (プロパン・ブタン) 平均価格× 0. 0 1 1 9

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当りLPG平均価格は、当社の本社及び営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

9. 名義の変更

お客さま、又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部、もしくはこの選択 約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、又は当社はこの選択 約款に基づく契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものとい たします。

10. 契約の変更又は解約

- (1) 2 (2) の規定によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間満了前であっても、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、契約期間満了前であっても、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし、5(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。((3)において同じ。)
- (3) お客さまに契約違反があった場合(4に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出に基づき、契約期間満了前であっても、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (4) (2) から(3) による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの選択約款に基づく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。ただし、同一需要場所で、この選択約款に基づく契約の解約と同時にガス小売供給約款、又は他の選択約款の適用の申し込みをされた場合(5(4)(5)により、契約の締結に制限を受ける場合があります。)は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和7年9月1日から実施します。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後のガス小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和7年8月31日以前から継続して供給し、令和7年9月1日から令和7年9月30日までに支払義務が初めて発生するものについては、この選択約款の変更前のガス小売選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

ただし、令和7年9月1日以降から供給を開始し、令和7年9月30日までに支払義務が発生するもの及び令和7年9月検針日翌日から令和7年9月30日までに供給の廃止による支払義務が発生するものについても、この選択約款の変更前のガス小売選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に、契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金 算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づ き算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適 用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適 用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の

算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 を適用いたします。

- ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の 算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の 算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表 1 (空調夏期契約第2種)

(1) 基本料金 (その他期)

1か月及びメーター一個につき	11,330.00円(税込)
----------------	----------------

(2) 流量基本料金単価(その他期)

(3) 基準単位料金(その他期)

1 立方メートルにつき 88.80円(税込)

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。